

平成27年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成27年5月22日（金）

中央合同庁舎8号館1階講堂

警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室 野川室長

警察庁犯罪被害者支援室長の野川でございます。皆様方におかれましては、常日頃、各都道府県警察の犯罪被害者支援部門と連携を図っていただきまして、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

警察は、犯罪被害者に最も近い機関といたしまして、その役割を踏まえまして各種犯罪被害者支援の施策を進めております。先ほど来お話にございますように、正に捜査活動そのものが被害者にとっては御負担になるということをお踏まえ、例えば事情を聞くとか、資料を提出いただくとか、そういった捜査活動そのものが御負担になるということをお踏まえ、その軽減に可能な限り努めていくということで行っております。

さて本日は、最近の取り組み状況についてお話をするお時間をいただきましたので、御説明をさせていただきたいと思っております。

警察庁資料の1を御覧ください。犯罪被害者支援法施行規則改正についてでございます。昨年1月ですけれども、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省から成る検討会による提言がまとめられまして、犯罪給付制度における親族間犯罪被害者への支給に関して、「配偶者間暴力、いわゆるDV被害以外にも全額支給あるいは減額割合を3分の1までとするという特例を認めるべきである」と言われたことを踏まえ、昨年10月、親族間犯罪における支給特例の拡大を内容とする犯罪被害者支援法施行規則の改正を行いました。

改正の内容は大きく2点でございます。

1点目でございます。改正前の規則では、犯罪被害者と加害者との間に兄弟・姉妹の関係がある場合には原則不支給とされていたのですが、今回の改正によりまして、不支給とするのは同居の兄弟・姉妹に限ると。別居の兄弟・姉妹についてはまた3分の1の支給ということで一部支給されるというような改正をしております。

2点目です。改正前の規則では原則不支給となる夫婦、直系血族、兄弟・姉妹、あるいは減額となる三親等以内の親族で発生した親族間犯罪については、不支給・減額となることが、社会通念上適切でないと認められる場合には減額措置ということで一部支給だったのですが、いわゆるDVがあれば一部全額支給があったという制度がございました。他方、それだけでなく、今回の改正によって、いわゆる児童虐待あるいは高齢者虐待、障害者虐待といった事案については、最高額を全額支給できるような道を開いたという改正をしております。

本規則は昨年11月1日から施行されております。

次に、警察庁資料2でございます。「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する

る報告書」についてでございます。

こちらは、平成25年1月に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省からなる検討会から、「公費負担制度の対象として相当と認められる心理療法あるいはカウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法等の類型、カウンセリングの実施者等の観点から明らかにするための研究会をつくって、その研究に基づいて公費負担制度を導入することを期待する」ということを言われたこともありまして、研究会というのを設置いたしまして、昨年3月から本年3月にかけて計5回開催しまして、本年4月2日にその検討結果が取りまとめられたということでございます。

ここでは、犯罪被害者等が心理療法等をより受けやすくするために、現在、各種の制度拡充が必要であるということが確認された一方で、犯罪被害者の自己負担の各種軽減方を検討した上で、具体的には、資料の下のほうに書いてあるのですけれども、「一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度が犯罪被害者にとって利用しやすいということもありますので、警察庁の支援と関与のもとでこれを全国展開していくことが望ましい」あるいは「同制度の周知とか心理療法等の実施者の養成を強化することを期待する」といった内容の提言がなされました。

警察庁といたしましては、この提言を踏まえまして施策を推進していくことにいたしております。

次に、資料はございませんけれども、先ほど内閣府からお話ございました業務移管のお話でございます。現在、業務移管ということで作業が進んでいるのですけれども、これにより、今後、業務が移管された暁には、内閣府のほうで行っていらっしゃいました各種事業につきまして、皆様方と共催という形で私どもが今後させていただくことになると思っています。いずれにいたしましても、これまで実施されてきた施策につきましては着実に継承していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、犯罪被害者の有する広範あるいは多様なニーズに応じて支援を行うためには、既存の取り組みだとか制度を活用してやっていくこともあるのですけれども、既存の制度や仕組みの中には犯罪被害者のためにつくった制度もあれば、広く一般にお困りの方を助けるための制度もあると理解しております。都道府県警察におきましては、先ほど来お話がありましたとおり、捜査機関であるという特性もございますので、犯罪発生直後の被害者支援を担うことが多いと理解しております。その一方で、中長期の支援となりますと、皆様方の知見に期待するところが非常に大きいということでございます。

今、申し上げましたとおり、犯罪被害者のためだけにつくられた制度でないものであっても非常に有用な制度はあると思っておりますので、そういったものの活用についてのお知恵とかをまたお借りしたいと思っております。そういった形でそれぞれの支援が途切れなく進めていけたらいいなと思っております。

最後になります。私事でございますけれども、私、この職につきまして、誰かの役に立

つということを実感できる仕事というのは非常にありがたいなと感じております。そういった思いを皆様と是非共有してやっていきたいと思っておりますので、今後一層の連携をお願い申し上げます、私からのお話を終わらせていただきます。